

施工体制点検要領のフローチャート

スタート

No
Yes
請負金額4,000万円以上
(建築8,000万円以上)

建設工事の下請契約がある場合は、
別途「一括下請負の確認」を実施（本点検要領の対象外）

No
Yes
建設工事の
下請契約

**2 工事現場における
施工体制の点検**
【様式2】現場確認
(標識掲示、配置技術者の確認のみ)

点検終了

1 施工体制台帳等の記載内容の点検 疑義あり
【様式1】事前確認

2 工事現場における施工体制の点検 疑義あり
【様式2】現場確認

同時に実施可

3 施工体制（一括下請負）に関する点検
【様式3】元請実質関与
一般事項(6項目) → 実質的関与点検(11項目+様式3-O)
疑義あり
【様式4】下請負人用
一般事項(3項目) → 実質的関与点検(6項目)
疑義あり

疑義なし
点検終了

別紙2 施工体制点検の対応方法を参照

(元請負人・下請負人への
意見聴取後)
①点検者から元請業者へ
口頭により指導。
↓
(改善が認められない場合)
②所属長から元請業者へ
様式5「改善措置等請求書」
により改善請求する。

(元請負人・下請負人への
意見聴取後)
①点検者から元請業者へ
口頭により指導。
↓
(改善が認められない場合)
②所属長から元請業者へ
様式5「改善措置等請求書」
により改善請求する。

(更に改善が認められない場合)
③所属長から契約課へ
「一括下請負の疑義」が
ある旨を報告する。